

# 千葉県立つくし特別支援学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童生徒がいじめ等を行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめ等を認識しながら、これを放置することがないように、いじめ等が心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめ等の防止のための対策を行う。

この基本方針での「いじめ等」とは、いじめや体罰、わいせつ・セクハラ等を含めたものをいう。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 名称

いじめ防止対策委員会

### (2) 役割

- ①いじめの防止等の対策に関する基本方針の検討、状況把握、評価をする。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④いじめの疑いに係る情報があったときには緊急の会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

また、重大事態への対応は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応するものとする。

### (3) 組織の構成

対応内容に応じて、組織の役割が多岐にわたることが予想されるため、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応するものとする。

《構成委員》

(校内委員)	校長 教頭 主幹教諭 教務主任 各学部主事 生徒指導主事 養護教諭 特別支援教育コーディネーター
(校外委員)	PTA会長 (PTA代表) 学校医 スーパーバイザー 特別支援教育課の事業で対応

①いじめ発生時等必要な場合は、校長の指示により開催する。

②校外委員の招聘については校長の指示により決定する。

## 4 いじめの未然防止

### 【いじめの未然防止のための取組】

- (1) 学校教育活動全体を通して具体的な指導を行う。
- (2) 分かる授業づくりを通して、児童生徒一人一人が自信をもって参加・活躍する場面を設定し、自己有用感を高めるようにする。
- (3) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を育むために、教育活動全体を通して、また、道徳の時間や特別活動、ホームルームや学級活動の時間等に適切な指導を行う。
- (4) インターネットや携帯電話・スマートフォンを通じて行われているいじめ防止のための生徒指導の時間を設け、保護者に対してはPTAと協力して必要な啓発活動を行う。
- (5) 全ての教職員が児童生徒との適切なかかわりをもつ。  
教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりするという認識をもつ。
- (6) 教職員研修の実施  
いじめ・体罰・人権・セクハラを含めた、不祥事防止と一体化した研修を計画し実施する。

## 5 いじめの早期発見

### 【いじめの早期発見のための取組】

- (1) いじめ調査の実施
  - ①児童生徒対象いじめアンケート調査 年2回(7月、1月)
  - ②保護者対象いじめアンケート調査 年1回(1月)
  - ③①及び②については、生徒指導部が計画・実施・報告する。

- (2) 日常的な児童生徒の行動等観察を徹底する。
- (3) 日常的な家庭との連携を行う。  
連絡帳等を通して、こまめに児童生徒についての情報交換を行う。
- (4) 欠席状況（長欠児童生徒）等を把握する。
- (5) 「いじめ相談窓口」の設置
  - ①学級担任・生徒指導主事の協力の基、教頭が窓口となる。
  - ②全体保護者会や学校だよりで、「いじめ相談窓口」について、保護者に周知する。
- (6) 「意見箱」の活用（管理は校長）

## 6 いじめの相談・通報

- (1) いじめの相談・通報窓口の明確化
  - ・校舎内にいじめの相談・通報窓口の掲示等を行い、児童生徒、保護者に分かるようにする。
  - ・学校外にいじめの相談・通報窓口の掲示等を行い、児童生徒、保護者に分かるようにする。
- (2) 学級指導・ホームルーム等を通じていじめの相談や通報することの正しさを児童生徒に啓発する。
  - ・相談、通報は適切な行為であることを理解させる。

## 7 いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめ防止対策委員会の開催
  - ①教頭は、「いじめ相談窓口」で相談を受けた場合は校長に報告し、「いじめ防止対策委員会」の開催を要請する。
  - ②学級担任等は、児童生徒や保護者から、いじめについての情報を得た場合は、迅速に教頭に報告する。教頭は①の措置をとる。
  - ③校長は、教頭の要請を受け、また「意見箱」にいじめの相談案件があった場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催する。
  - ④いじめ防止対策委員会への報告内容は以下の事項とし、教頭と主幹教諭が中心となって、時系列に沿って詳細な事実確認を行う。
    - ・状況や訴えの概要
    - ・日々の目撃情報等の集約  
児童生徒の気になる変化・遊びや悪ふざけの目撃情報等
    - ・連絡帳等、保護者からの情報
    - ・保健室での様子
    - ・インターネット、携帯電話・スマートフォンでのやりとり
    - ・地域からの情報収集内容

(2) いじめに対する対応の原則（いじめ防止対策委員会での検討事項）

- ①事実関係の確認
- ②被害児童生徒のケア
- ③加害児童生徒の指導
- ④周囲の児童生徒のケア
- ⑤保護者への説明
- ⑥再発防止対策の検討
- ⑦生命、財産などの重大な被害の場合の対応の判断

## 8 指導

(1) いじめに関係した児童生徒への相談

いじめの被害者が安心して学校に登校できるように、必要に応じて校外委員等の活用を図る。また、いじめの加害者に対しても、必要に応じて校外委員等による心理的サポートを行う。

(2) 必要に応じた特別な指導

いじめの被害者が加害者を恐れるなど、必要に応じいじめの加害者を別室で学習させる等、いじめの被害者が安心して教育を受けられるようにする。

(3) いじめの傍観者に対する指導

- ・学級・学年の時間や学部集会等で傍観者に対して指導する。  
周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。  
被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたか考えさせる。  
どのように行動していたらよいか考えさせる。  
いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。  
いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

## 9 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

①重大事態が発生した場合の連絡体制

- ・ 発見者→担任→学年主任・学部主事→生徒指導主事→教頭→校長
- ・ 校長→学校安全保健課→教育長→知事  
(043-223-4091) → 指導課（二報以後の対応）

\* 緊急時には、臨機応変に対応する。

連絡網には電話番号を明記する。

教育委員会への一報後は、改めて、文書による報告をする。

必要に応じて警察関係等関係機関にためらわずに通報する。

- ②校長は、いじめ防止対策委員会を開催する。
- ③校長は、必ず校外委員を招聘する。
- ④教頭は、詳細な事実関係等の調査を実施する。
- ⑤調査結果について、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を、適切に提供する。
- ⑥調査結果及びその他の必要な情報を、千葉県教育委員会に報告する。

## 10 「学校いじめ防止基本方針」の公表、点検、評価について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公表する。
- (2) 学校評価にいじめ防止等に関する項目を設ける。
- (3) 「開かれた学校づくり委員会」でいじめについて状況を報告する。
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」を毎年度評価し、必要があると認められるときは速やかに見直しをする。

### 附則

平成26年	4月	8日	より施行
平成28年	1月	13日	一部改正
平成28年	6月	8日	一部改正
平成29年	5月	31日	一部改正